

## 民法(債権法)改正について

民法の一部が改正されます。対象は債権関係の規定に関するもので、約120年ぶりの改正となります。一部の規定を除き、2020年4月1日から施行されます。

(外部リンク) [法務省 HP「民法の一部を改正する法律\(債権法改正\)について」](#)

今回のCBCA NEWSでは、本改正のうち主要なもの幾つかの概要についてお伝えします。

### ◆ 消滅時効の見直し

○ 債権等の権利の消滅時効をシンプルに統一化、以下のいずれか早い方の経過によって時効完成

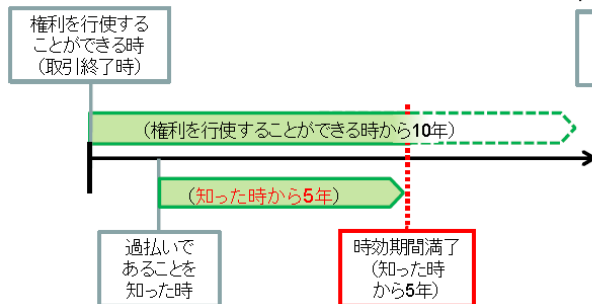
- 権利を行使することができることを知った時から5年
- 権利を行使することができる時から10年

(解説) 現行法における時効期間は、個人間の債権は10年、商事債権は5年の原則となっており、さらに個別法により3年以下の短期消滅時効が種々制定されるなど、複雑な規定でした。改正後はシンプルに統一化、個人間と商事の区別を無くし、かつ短期消滅時効を廃止します。通常は「知った時から5年」で時効成立、知るのが5年以上遅かった場合には「行使できる時から10年」で時効成立となります。

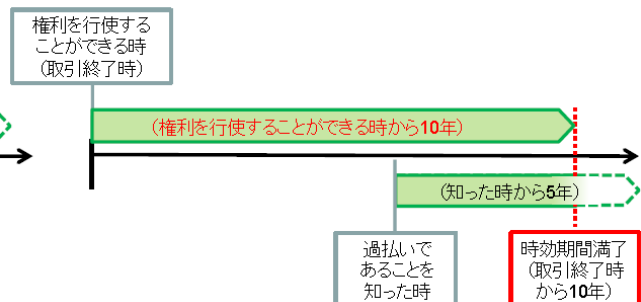
〈例〉 消費者ローンの過払金(不当利得)返還請求権

(過払金: 利息制限法所定の制限利率を超えて利息を支払った結果過払いとなった金銭)

ケース①(知った時から5年で時効が完成する場合)



ケース②(権利を行使することができる時から10年で時効が完成する場合)



### ◆ 法定利率の見直し

○ 法定利率を年3%に引き下げ、今後は市中の金利動向に合わせて変動する制度を導入

(解説) 法定利率とは、約定利率の定めがない金銭債務の遅延損害金の算定などに用いられる、法で定められた利率です。現行、民事5%、商事6%ですが、改正時に統一し、年3%へ引き下げます。加えて、市中の金利動向に合わせて緩やかに変動する制度を導入、今後は1%刻みで変動することがあります。なお、1つの債権については1つの法定利率(例えば、交通事故の損害賠償の遅延損害金は事故時の法定利率)が適用され、その後は変動しません。

## ◆ 「定型約款」規定の新設

## ○ 保険や預貯金に関する取引など、定型取引に用いられる「定型約款」に関する規定を新設

## ・ 対象とする約款(定型約款)の定義

①ある特定の者が不特定多数の者を相手方とする取引で、②内容の全部又は一部が画一的であることが当事者双方にとって合理的なものを「定型取引」と定義した上、この定型取引において、③契約の内容とすることを目的として、その特定の者により準備された条項の総体【該当】鉄道・バスの運送約款、電気・ガスの供給約款、保険約款、Webサイトの利用規約等【非該当】一般的な事業者間取引で用いられる一方当事者の準備した契約書のひな型、労働契約のひな形等

(解説)現行法では規定がない「約款」に関する法整備です。保険や預貯金に関する取引など、不特定多数を相手方とする内容が画一的な取引(定型取引)に用いられる「定型約款」に関する規定を新設。定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたときは、相手方がその内容を認識していなくても、個別の条項について合意をしたものとみなしますが、信義則に反して相手方の利益を一方的に害する条項は無効とするなどとしています。

## ◆ 保証の見直し

## ○ 個人保証人の保護の拡充等を目的として、保証に関する規定を各種見直し

(解説)保証人の負担が無限に拡大することを防ぐため、すべての根保証契約に極度額の定めを義務付けしました。また、第三者が安易に保証人になってしまうことを防ぐため、事業用融資の第三者保証に際して、公証人による意思確認手続を新設しました。さらに、主債務者による保証人への情報提供義務の規定を新設するなど、個人保証人の保護の拡充が図られています。

## ◆ 賃貸借終了時のルールの明確化し

## ○ 賃貸借終了時の敷金返還や原状回復に関する基本的なルールを明記

(解説)賃貸借に関する基本的なルールとして、敷金は賃貸借が終了して賃貸物の返還を受けたときに賃料等の未払債務を差し引いた残額を返還しなければならないこと、賃借人は通常損耗(賃借物の通常の使用収益によって生じた損耗)や経年変化についてまで原状回復の義務を負わないことなどを明記しています。

一般社団法人全国経営診断士協会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp

http://www.cbca.jp

お問い合わせ先